

Provocative thought*

ニュース・レター (No.005)

2010年7月

Table of contents

豪州連邦政府による資源使用税制の改正案.....	2
PwC の出版物.....	5
PricewaterhouseCoopers Japanese Services Desk Contact List.....	6

豪州連邦政府による資源使用税制の改正案

2010年7月2日、豪州連邦政府は、今年5月に導入案が公表された資源超過利潤税(「Resource Super Profit Tax」、以下「RSPT」)の変更を発表しました。この発表において、RSPTを鉱物資源使用税(「Minerals Resource Rent Tax」、以下「MRRT」)に変更するとともに、現行の石油資源使用税(「Petroleum Resource Rent Tax」、以下、「PRRT」)の適用範囲を拡大する改正案が公表されました。

MRRTは豪州内の鉄鉱石及び石炭のプロジェクトのみに適用されます。また、PRRTは従来、オフショアの石油・天然ガスプロジェクトに対してのみ適用されてきましたが、本改正案では、North West Shelfプロジェクトを含むオンショアの石油・天然ガスのプロジェクトに適用されるとされています。

これらの税制改正案は2012年7月1日以降に適用されます。豪州政府はDon Argus氏(元BHP Billiton会長)及びMartin Ferguson氏(豪資源大臣)が率いる政策移行委員会を発足させました。当該委員会は、資源業界との協議、また、政府に対する本税制適用開始時期までの各種施策に関する助言を行ないます。しかしながら、この法案施行前に、豪州総選挙が控えているため、選挙結果によっては当該法案が施行されない可能性も依然として残っています。総選挙の結果、また、選挙後の連邦議会の構成(政権政党)が明確になることで、税制改正案の導入に関連した動向がさらに明らかになっていくものと考えられます。

MRRTの主な特徴

今回発表されたMRRTの主な特徴は、下記の通りです。

- 2012年7月1日から豪州内におけるすべて鉄鉱石及び石炭のプロジェクトに適用。鉄鉱石及び石炭以外の非再生可能鉱物プロジェクトは適用対象外。
- 税率は30%。当該税率のうち25%相当額が資源採掘特別税額控除(「extraction allowance」)として認められる(納税者が資源採掘に拠出するある種のノウハウの価値の認識)。
- 通常の法人所得税に加え、MRRTは追加的に課税される。MRRT納税額は法人所得税の課税所得算定上、損金となる。
- 課税時点(「taxing point」)は、鉱物の採掘時点に可能な限り近くなるように設定される。下流(ダウンストリーム)事業に帰属する利益がMRRT課税対象とならないように配慮される。
- 2012年7月1日以後に発生する費用及び資本的支出は、MRRT課税所得算定上、即時損金算入される。
- 年間のMRRT課税所得が50百万豪ドルを下回る小規模鉱業事業者は、MRRTの対象外とされる。
- 繰越プロジェクト費用および損失は将来に繰り越され、繰り越しの際、長期国債利率に7%を加えた割合で、每期逓増される。また、納税者の他のプロジェクト利益との相殺が可能である。
- MRRT導入前に既に着手しているプロジェクトもMRRTの対象とされる。このような既存プロジェクトに係るプロジェクト資産のMRRT適用開始時の税務処理対象基準について、納税者による下記の選択が認められる(2010年5月1日時点を基準)
 - 帳簿価額 - 資源権益の価値は除かれるが、5年間での加速度減価償却が認められる。また、帳簿価額はMRRT適用開始時まで長期国債利率+7%の割合で逓増される。
 - 時価 - 適切な耐用年数(25年以下)にわたり減価償却され、長期国債利率+7%の割合による逓増の対象外となる。
- 2010年5月1日から2012年7月1日までに生じた一定の適格費用は、MRRT適用開始時の税務処理対象基準額に含まれる。

- 一定の費用、例えば金利などの金融費用は MRRT 課税所得算定上の損金とはならない(既存の石油資源使用税 (PRRT)の取り扱いに類似)。
- ロイヤルティ(州税)は継続して課税されるが、MRRT 税額から控除される。控除超過額の還付制度はないが、超過額は将来への繰り越しが認められる。当該繰越超過額は、繰り越し期間中の各期において、長期国債利子率+7%の割合で逡増される。他のプロジェクトの MRRT 税額からの控除は認められない。

現行の PRRT の適用範囲の拡大

適用範囲の拡大を含めた現行の PRRT 関連の主な改正は、下記の通りです。

- 現行の PRRT(税率 40%)は、オフショアの石油・天然ガスプロジェクトにのみ適用されているが、本改正案では、オンショアの石油・天然ガスプロジェクトにも適用される。North West Shelf プロジェクトや炭層ガスプロジェクトにも適用されることになる。
- 新たに PRRT の対象となる既存の(オンショア)プロジェクトについて、プロジェクト資産の PRRT 制度変更時の税務処理対象基準額について、帳簿価額か時価かの納税者による選択が認められる。

公表されたその他の改正案

今回公表されたその他の改正案には、下記の項目が含まれています。

- 2013・2014 課税年度以降、法人所得税率は現行の 30%から 29%に引き下げられる予定。小規模事業法人については、2012・2013 課税年度から 29%が適用される。法人所得税率を 28%まで引き下げるとい改正案(2010 年 5 月 2 日公表のヘンリーレポート)は廃案。
- 資源探鉱リベートは廃止。

豪州資源ビジネスへ投資する日系企業への留意点

今回の改正案に関連し、豪州資源ビジネスに投資を行なう日系企業の留意点は、下記の通りに整理できるものと考えられます。

MRRT の実質税率

- MRRT 税率は 30%であるが、25%の資源探掘特別税額控除が認められるため、MRRT の実質税率は 22.5%(ロイヤルティ(州税)控除前)となる。

鉄鉱石及び石炭のプロジェクトの(合算)実効税率

- (合算)実効税率はプロジェクト毎に異なるが、MRRT 税率 30%、資源探掘特別税額控除、そして MRRT 税額自体の法人所得税上の損金算入の効果を加味すると、法人所得税を考慮した(合算)実効税率は約 45%(ロイヤルティ(州税)控除前)となる。

プロジェクト資産の評価

- MRRT 導入前もしくは PRRT 対象範囲拡大前に既に着手している既存のプロジェクトについて、プロジェクト資産の税務処理対象基準額を帳簿価額あるいは時価で評価するかの判断は、納税者に重大な影響を与える。
- ATO(豪州税務当局)により、納税者により準拠されるべき一般的な評価基準が公表されることが期待されているが、各プロジェクト資産の評価や評価の根拠となる十分な文書化を行うことは各納税者の責務となる。納税者によるプロジェクト資産の過大評価、または十分な文書化が行なわれていないと判断された評価については、ATO からの疑義の対象となることは十分に想定される。
- したがって、すべてのプロジェクトについて、第三者による十分かつ適切な評価が重要となる。

- 上流(アップストリーム)から下流(ダウンストリーム)まで行なうような統合されたプロジェクトについては、採掘活動およびその関連活動に係る利益とマイン・ゲート通過後の中下流の活動(下流(ダウンストリーム)プロセス、鉄道・港湾などのインフラ関連プロセスを含む)に係る利益を区分するための移転価格分析が必要となる。

資源探鉱リベートの廃止

- 資源探鉱リベート制度は、経験不足の探鉱事業者に対し、新たな鉱物資源を発見させるためのインセンティブを与えるための制度であったが、今回の改正案においては廃案とされた。

MRRT 費用の他プロジェクト利益との相殺

- 一プロジェクトからの MRRT 費用は、当該会社の他のプロジェクトから生じる利益との損益通算が可能とされている。これにより、複数のプロジェクトを構成するプロジェクト・ポートフォリオ全体で、MRRT 税債務を軽減させることが可能となる。

「公平な」MRRT 税額が納税されることを確実にするための協議プロセスの一環として、MRRT 費用の他プロジェクト利益との相殺に関する詳細が、今後議論されることが予想される。

ロイヤルティ(州税)

- MRRT 税額から控除可能なロイヤルティ(州税)の額が制限されるか否か、不明な部分が依然として存在している(資源超過利潤税(RSPT)の時と同様)。

以上に関してご質問等ございましたら、当法人の Japan Service Desk の貴社御社担当者までお問い合わせください。

PwC の出版物



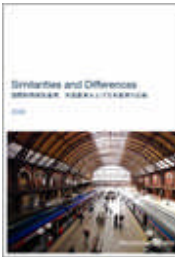
- Q&A/国際財務報告基準(IFRS)

IFRS に関する初歩的な事項を IFRS に関する初歩的な事項を Q&A 形式でとりあげ、IFRS の会計処理や IFRS 導入にかかるビジネス、プロセスへの影響など導入にあたっての留意点などを平易に解説しています。



- IFRS
国際会計基準で企業経営はこう変わる

IFRS によって変わりゆく今後の日本の企業経営を見据え、より多くの方に IFRS への理解・関心をもっていただけるよう平易な表現でまとめた解説書です。



- Similarities and Differences 国際財務報告基準、米国基準および日本基準の比較(英語版・日本語版)

国際財務報告基準および米国会計基準ならびに日本会計基準の主な類似点について包括的に理解できるよう作成されています。



- オーストラリアにおける事業活動 入門ガイド 2010

Doing Business in Australiaの日本語版。オーストラリアで事業を行う際に通常検討が必要となる事項を扱っています。例：法人の形態、オーストラリア証券取引所、事業移民、法人税、GST、雇用法等

(当該記載内容及び PwC 刊行物のお問い合わせについては当方の日本人アドバイザーまでご連絡ください。詳細は末章のコンタクトリストをご参照ください。)

PricewaterhouseCoopers Japanese Services Desk Contact List

PricewaterhouseCoopers は、豪州国内企業及びグローバルに展開する国際的企業に対して、会計監査や税務/法務アドバイス、M&A アドバイス等の専門的業務を提供する、豪州国内および世界最大のプロフェッショナルサービス組織です。

Japanese Services Desk は、オーストラリアや太平洋地域等で事業・投資活動を行っている日系企業に対して、きめ細やかな専門的業務をご提供させて頂くことを目的に、日本人専門家を中心としたメンバーによって構成されております。豪州および日本における会計・税務面等での専門的知識および実務経験、両国における商慣習及び文化的側面に関する深い理解をフルに活用し、意思疎通を含めた多様な局面からの業務の提供に従事させていただいております。

画一的なサービスに留まらず、日本人専門家による業務コーディネイトの下、経験豊かなメンバーがチームを組み、クライアントの皆様々に最適な解決策をご提示できるように取り組んでおります。

日本の PwC グループ(あらた監査法人、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、PwC アドバイザリー)とは緊密な関係を築いており、人事交流やフレームワーク/業務ツールの共有化等を通じて、高いレベルでのサービス品質の標準化を行っております。日系企業のグローバル展開の際には、日本及びオーストラリアの双方の専門家チームがシームレスに連携してご支援させて頂くことを通し、複雑性の高い案件にも柔軟に対応できる仕組みを構築させていただいております。

拠点	コンタクト先 (NSW 州、VIC 州及び WA 州以外のご相談についても下記連絡先までお気軽にご相談ください)	
Sydney Office Darling Park Tower 2 201 Sussex Street Sydney, New South Wales 2000 Australia	Assurance (会計監査/内部統制等)	
	 Japanese Services Desk Leader / Partner Jason Hayes (ジェイソン ヘイズ) +61 (2) 8266 5208 jason.hayes@au.pwc.com	 Senior Accountant Hiroki Takehara (竹原 広樹) +61 (2) 8266 4020 hiroki.a.takehara@au.pwc.com
	Senior Accountant Kenichiro Saida (才田 健一郎) +61 (2) 8266 3779 kenichiro.a.saida@au.pwc.com	
	Tax and Legal Services (税務・法務関連業務)	
	 Executive Director Naoto Tanaka (田中 直人) +61 (2) 8266 7348 naoto.tanaka@au.pwc.com	 Senior Consultant Rika Tamura (田村 りか) +61 (2) 8266 1639 rika.tamura@au.pwc.com
Advisory (M&A アドバイザリー/業務改善等)		
 Senior Accountant Toru Aikawa (会川 徹) +61 (2) 8266 0462 toru.a.aikawa@au.pwc.com		

拠点	コンタクト先(NSW 州、VIC 州及び WA 州以外のご相談についても下記連絡先までお気軽にご相談ください)	
Melbourne Office Freshwater Place Level 19 2 Southbank Boulevard Southbank, Victoria 3006 Australia	Private Client Services (非上場会社/在豪子会社等への会計監査/税務/法務)	
	 <p>Senior Manager Haruo Nire (榎 晴雄) +61 (3) 8603 3759 haruo.nire@au.pwc.com</p>	
	Assurance (会計監査/内部統制等)	
	 <p>Senior Consultant Norie Iwamoto (岩本 展枝) +61 (3) 8603 5693 norie.a.iwamoto@au.pwc.com</p>	
	Tax and Legal Services (税務・法務関連業務)	
	 <p>Manager Masao Kamiyama (神山 雅央) +61 (3) 8603 4383 masao.kamiyama@au.pwc.com</p>	 <p>Manager Daisuke Shibata (柴田 大輔) +61 (3) 8603 5186 daisuke.a.shibata@au.pwc.com</p>
	 <p>Consultant Hiroko Moritani (森谷 寛子) +61 (3) 8603 4301 hiroko.moritani@au.pwc.com</p>	

拠点	コンタクト先(NSW 州、VIC 州及び WA 州以外のご相談についても下記連絡先までお気軽にご相談ください)	
Perth Office QV1 Building Levels 19-21 250 St Georges Terrace Perth, WA 6000 Australia	Tax and Legal Serrvices (税務・法務関連業務)	
	 <p>Executive Director Naoto Tanaka (田中 直人) +61 (8) 9238 3151 naoto.tanaka@au.pwc.com</p>	 <p>Manager Daisuke Shibata (柴田 大輔) +61 (8) 9238 3151 daisuke.a.shibata@au.pwc.com</p>
	 <p>Consultant Yumiko Nakajima (中嶋 由美子) +61 (8) 9238 3151 yumiko.nakajima@au.pwc.com</p>	

© 2008 PricewaterhouseCoopers Australia. All rights reserved. 「PricewaterhouseCoopers」は、PricewaterhouseCoopers Australiaを指します。あるいは、内容によって、PricewaterhouseCoopersのグローバルネットワークまたはネットワークのその他のメンバーファームのことを指します。メンバーファームは、それぞれ別個の独立した法人です。

PricewaterhouseCoopers (www.pwc.com) は、業界に的を絞った監査、税務およびアドバイザリーサービスを提供し、クライアントとそのステークホルダーのために社会的な信頼の構築と価値の向上に努めます。ネットワーク全体で150カ国146,000人のスタッフが、意見、経験およびソリューションを共有し、斬新な見解と実質的なアドバイスを展開しています。

免責条項：このニュースレターは、オーストラリアにおける現行の規制および法律に関する事項の一般的なガイドです。これらは信頼できる情報源から入手しておりますが、法令、規則、規制は随時変更される可能性があるため実際に行動を起こしたり、ニュースレターに記載されている項目に信頼を置く前に、必ず専門家にご相談下さい。このニュースレター自体はアドバイスを形成するものではありませんので、あくまでも一般的なガイドとしてのみ御利用下さい。